

# 防犯画像の取扱い案策定

## 万引き被害の大きい小売店での積極的活用へ

### 全国万引犯罪防止機構

たは悪用する可能性がない団体及び団体間での利用であれば、映像を他店舗と共有可能との回答を得た。

万防機構では画像の共同利用にあたり、防犯情報コンソーシアム(仮称)といった別組織、別法人による管理体制なども提示。その上で、小売業界の積極的活用、慎重な対処を求めている。小売店舗で防犯カメラの設置は進んでいる一方、万引き対策として効果的な防犯機器であるといった評価は十分得られていないのが実情。小売店舗側では、万引き減少、捕捉に繋がる防犯機器を求める声は高い。

今回の防犯画像の取扱い案を契機に、万引き犯罪撲滅への具体的な進展が期待される。

個人情報保護法の諸規定に

対して、経済産業省へ見解などを求めた結果、法に抵触しないことを確認した点を記載。防犯カメラ画像を積極的に活用する必要性を挙げている。

小売業では業種を問わず、防犯カメラの設置が進んでいるが、万引き犯罪は依然として多いのが実情。そのため、万引き被害の多い小売チェーンでは、店舗間で防犯カメラ画像を活用することなどを検討する動きがあ

る。

万防機構では5月に防犯画像の取扱いに関する調査研究委員会を設置。委員会には業界関係者に加え、学識関係者、弁護士なども参加して検討を重ねてきた。その結果、委員会として「小売店は万引き被害を防止するために必要な措置として、防犯画像の積極的かつ適切な活用に努めるべきである」という基本的な考え方をまとめた。

委員会が挙げた共通の

留意事項として、防犯画像は対策の1つであり、

画像のみに依存せず、他の対策を講じる中で補完的に考える、犯罪防止という目的外利用は絶対行わないことなどを提示。また、防犯画像の管理責任者が異なる小売店間で共有に際しては、防犯カメラ管理規定を定めるとともに、それを遵守すること、教育を受けた管理者の配置を徹底することなどを求めている。

防犯画像の活用にあ

って、個人情報保護法との

関係性を踏まえることは必須条件。そのため、万防機構では経済産業省に見解を求めると、関係方面へ法抵触の有無などの確認作業を実施。経済産業省からは、前提条件として①防犯カメラに映った映像も、それによって特定の個人が識別される場合は、「個人情報」に該当する(個人情報保護法第2条第1項)に加えて、②本来の利用目的を逸脱せず、法令違反ま

たは悪用する可能性がない団体及び団体間での利用であれば、映像を他店舗と共有可能との回答を得た。

万防機構では画像の共同利用にあたり、防犯情報コンソーシアム(仮称)といった別組織、別法人による管理体制なども提示。その上で、小売業界の積極的活用、慎重な対処を求めている。小売店舗で防犯カメラの設置は進んでいる一方、万引き対策として効果的な防犯機器であるといった評価は十分得られていないのが実情。小売店舗側では、万引き減少、捕捉に繋がる防犯機器を求める声は高い。

今回の防犯画像の取扱い案を契機に、万引き犯罪撲滅への具体的な進展が期待される。

今回の提言案策定にあたって、万防機構では個

防犯機器や各小売業の団体などで構成する全国万引犯罪防止機構(東京都新宿区、河上和雄理事長、以下万防機構)は、防犯画像の取扱いに関する見解及び提言(案)を策定。これは小売業の同一チェーン店などで防犯カメラ映像を共有することで、不審者情報の共有など万引き対策として活用することを模索するもの。